

2005.9.1 制定

## 財団法人比較法研究センター 役員の報酬および退職手当に関する規程

### （役員報酬）

1．本法人寄付行為第 22 条に従い、役員は有給とすることが出来る。ただし、その地位のみに基づく報酬は支給しない。報酬の支給については、理事会の議決を経て理事長が定める。

### （支給金額）

2．前条によって報酬を支給する場合は、その支給金額は別段の定めによるものとする。

### （役員退職手当）

3．役員退職手当は支給しない。

### （附 則）

この規程は平成 17 年 9 月 1 日より施行する。